

監査結果公表第30-14号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成31年2月28日

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	越智妙子
同	重松恵美子

記

1 措置の通知

平成31年2月25日付け 政行第110号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市監査委員 田 中 清 様
八尾市監査委員 八 百 康 子 様
八尾市監査委員 小 湊 雅 子 様
八尾市監査委員 越 智 妙 子 様
八尾市監査委員 重 松 恵美子 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 1 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 22 年度包括外部監査について

歳入の執行事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成 28 年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

○平成 29 年度包括外部監査について

税務事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度包括外部監査「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度包括外部監査「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度包括外部監査「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度包括外部監査「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度包括外部監査「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成 21 年度包括外部監査「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」、平成 24 年度包括外部監査「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」及び平成 25 年度包括外部監査「公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

包括外部監査における改善措置等の状況(平成31年1月20日現在) 【参考】

年度	監査の内容	結果意見の件数		平成30年7月20日 までの 取り組み済み件数	今回取り組み済みとなった項目			次回以降要対応件数
					取り組み済み件数	うち「措置済み」件数	うち「市の判断により対応」 件数	
14	出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について	結果	22	22	—	—	—	0
		意見	53	53	—	—	—	0
15	補助金の財務事務の執行について	結果	9	9	—	—	—	0
		意見	246	246	—	—	—	0
16	八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について	結果	0	—	—	—	—	0
		意見	30	30	—	—	—	0
17	「公の施設」の管理運営について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	50	50	—	—	—	0
18	八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	62	62	—	—	—	0
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	33	29	0	0	0	4
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	19	19	—	—	—	0
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	10	—	—	—	0
		意見	44	44	—	—	—	0
22	歳入の執行事務について	結果	5	5	—	—	—	0
		意見	25	24	0	0	0	1
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	18	16	0	0	0	2
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	0
		意見	8	8	—	—	—	0
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	0
		意見	9	9	—	—	—	0
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	0
		意見	22	21	0	0	0	1
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	0
		意見	67	56	2	2	0	9
28	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について	結果	26	24	1	1	0	1
		意見	94	78	2	2	0	14
29	税務事務の執行について	結果	3	3	—	—	—	0
		意見	21	11	5	3	2	5
合 計		結果	112	110	1	1	0	1
		意見	801	756	9	7	2	36

※網掛け分は、結果・意見への措置等が完了したものの

1. 平成31年1月20日現在で改善措置等を講じた事項

【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
1	政策推進課 行政改革課 財政課	事務事業評価の次年度以降の予算への活用について	<p>事務事業の評価と予算との関連については、事業の実態に合致した活動指標、成果指標(アウトカム指標)で事業を評価して、事務事業を継続するか等の見直しを行い、適時にその結果を次年度以降の予算へ反映すべきである。</p> <p>事後評価を踏まえた事前評価及び実施計画策定を実施し、それを予算編成における事業の実施手法の確定に繋げていくことで、実効性のある事務事業の見直しとなる。</p> <p>市の現状をみると、実施計画策定に当たって、各所属に対し重点事業の候補を中心に政策推進課、財政課及び行政改革課による合同ヒアリングを行っているが、重点事業の検討に主眼が置かれ、その他の事業について、事業の効果を検討した上での事務事業そのものの見直しや、歳入との予算バランスを加味した各事業の費用の全体調整が十分になされていないと思われる。</p> <p>合同ヒアリングにおける三者が相互に連携して事業評価の情報を共有し、事務事業の見直しや予算の全体バランス調整を行って、その結果を予算へ反映することを検討されたい。三者の役割や実施事項を明確にし、文書化して、当該仕組みを運用することが望まれる。</p>	<p>平成30年度においても、昨年度に引き続き7月に実施する「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、前年度の事後評価内容を踏まえて次年度の事前評価を実施するよう明記いたします。</p> <p>また、三者の役割について明確化し、政策推進課と財政課との連携については、政策推進課にて実施する施策担当課長対象のヒアリングを通して、前年度の事後評価内容を踏まえた施策構成事務事業の優先順位をつけ、その後、実施する事務事業ヒアリングを財政課と政策推進課の合同で行い、優先度情報を共有するとともに、事務事業の見直しを含めた全事業の方向性を確定したうえで予算編成に繋げ、費用の全体調整を行うこととしております。</p> <p>また、行政改革課は「八尾市行財政改革行動計画」を平成28年8月に策定し、着実な進捗管理を行うとともに、平成30年2月に新たな行財政改革に関する取り組みを加えた改定版を策定し、行財政改革の推進を行うことで、予算等行政経営資源の確保につなげることとしました。今後も引き続き、これらの役割分担のもと、事務事業評価結果の予算への反映について更なる検討を進めてまいります。</p>	<p>平成30年度においても、昨年度に引き続き7月に実施する「実施計画策定等に関する説明会」の資料であるマニュアルに、前年度の事後評価内容を踏まえて次年度の事前評価を実施するよう明記しております。</p> <p>また、三者の役割について明確化し、政策推進課と財政課との連携については、政策推進課にて実施する施策担当課長対象のヒアリングを通して、前年度の事後評価内容を踏まえた施策構成事務事業の優先順位をつけ、その後、実施する事務事業ヒアリングを財政課と政策推進課の合同で行い、優先度情報を共有する仕組みを取っています。</p> <p>また、事務事業ヒアリング後においては、事務事業の見直しを含めた全事業の方向性を確定したうえで予算編成に繋げるとともに、予算編成過程においても政策推進課と財政課での連携を密に取りながら費用の全体調整を行うこととしました。</p> <p>また、行政改革課は「八尾市行財政改革行動計画」を平成28年8月に策定し、着実な進捗管理を行うとともに、平成30年2月に新たな行財政改革に関する取り組みを加えた改定版を策定し、行財政改革の推進を行うことで、予算等行政経営資源の確保につなげることとしました。</p> <p>今後も引き続き、これらの役割分担のもと、事務事業評価結果の予算への反映について、効果的な手法についての検討・見直し・実施の観点により、毎年度の進捗を図ることとしました。</p> <p>(措置済み)</p>
2	政策推進課	事務事業評価に対するチェック機能の充実について	<p>行政評価をより推進し、効率的・創造的なマネジメントを実施するためには、事後評価についても効果的なチェックが必要である。事務事業要約票の入力漏れ等の形式面はもとより、評価に有意義な指標に基づき、適切な実施計画を立案の上、実績評価が行われているか等の実質面にまで踏み込んだ所属内のチェックレベルを上げる取組みが望まれる。</p>	<p>平成29年度事後評価においても、「次の改善につながる行政評価」の観点から、「実効性が高まる行政評価」となる様に各項目の入力に際しては十分留意する運用とし、各所属において決算参考資料としての決裁におけるチェックを徹底いたしました。</p> <p>また、事後評価内容を踏まえ、部局マネジメン</p>	<p>平成29年度事後評価においても、前年度に引き続き、「次の改善につながる行政評価」の観点から、「実効性が高まる行政評価」となる様に各項目の入力に際しては十分留意する運用とし、各所属において決算参考資料としての決裁におけるチェックを徹底いたしました。</p> <p>また、事後評価内容を踏まえ、部局マネジメン</p>

				ト戦略設定を行うこととし、引き続き各部局及び所属における事後評価のチェックレベルの向上の取り組みを進めているところです。	ト戦略設定を行うこととし、各部局及び所属における事後評価のチェックレベルの向上の取り組みを進め、次年度以降についても同様の考え方を示し推進していくこととしました。 (措置済み)
--	--	--	--	--	--

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化財調査研究会	埋蔵文化財調査事業における収益計上について	<p>平成 27 年度末の貸借対照表には前受金約 60 百万円が計上されているため、残高5百万円超かつ 10 年以上滞留しているものについて、ヒアリングとサンプルテストを実施したところ、契約書上の履行期間は完了しているが、図面・写真・報告文・全体編集等の「記録・保存のための発掘調査」が完了していないとして、契約金額の一部が前受金として貸借対照表に計上されたままであり、収益計上がなされていないことが判明した。</p> <p>契約書に記録・保存のための発掘調査に関する記載はないため、契約先への報告書提出の時点で契約金額の全額を収益計上すべきであり、契約期間終了後に記録・保存のための発掘調査に関する費用支出が合理的に見積もることができるのであれば、引当金の計上も検討すべきである。</p> <p>あるいは、現状のように発掘調査全体の進捗に応じて収益計上するのであれば、少なくとも契約書に記録・保存のための発掘調査の実施とその期間を明確に示すべきである。</p> <p>また、人員不足の中、記録・保存のための発掘調査まで手が回らない状態とのことであるが、10 年超も発掘調査全体が終了していない状況は事業遂行上問題があると思われる。なお、市文化財調査研究会は5年を目処に記録・保存のための発掘調査を完了し、残留している前受金を収益に振り替えるとし、市にもその旨報告しているが、これらの調査の早期完了に向けた具体的な対策も行うべきである。</p>	<p>「記録・保存のための発掘調査」(以下「内業」という。)に伴う報告書の刊行を完了するための年次計画を策定し、その履行に努めております。</p> <p>また、契約に際して、契約先の理解が得られる範囲で、内業については別途期間を設けることとしました。 (措置済み)</p> <p>残留している前受金を収益に振り替える方法については、他の公益法人に聞き取り調査等を行い、計上方法について引き続き検討を行ってまいります。</p>	<p>「記録・保存のための発掘調査」(以下「内業」という。)に伴う報告書の刊行を完了するための年次計画を策定し、その履行に努めております。</p> <p>また、契約に際して、契約先の理解が得られる範囲で、内業については別途期間を設けることとしました。 (措置済み)</p> <p>残留している前受金については、年次計画に基づく費用支出を予算化することで、収益計上することとしました。 (措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	観光協会	魅力的な独自事業の実施について	市内の事業者が保有しているものも含め、市内の土地や自然といった観光資源(文化遺産等)を活かした法人独自のイベントの実施を、これまで以上に積極的に検討していくことが望まれる。検討のためには会員や市民へのアンケート等を実施し、イベントのニーズやアイデアを募集することが考えられる。 また、独自事業の実施にあたっては、やおコミュニティ放送の観光PRに関する情報発信機能の活用など他の外郭団体との連携も検討されたい。	情報発信機能の活用の観点から、平成 29 年度においては、やおコミュニティ放送と双方でのWEB情報発信、イベント等での共同出展等を実施いたしました。今後もさらに連携を深めるよう努めてまいります。 (措置済み) また、市内の事業者が保有する観光資源や自然等の観光資源を活用したイベントとして、「八尾探プログラム」を作成し、市制 70 周年企画「スペシャル八尾探」において、八尾探推進会議参加者の意見をもとに、ボランティアメンバーの意見を集約することにより、市民ニーズを拾い上げたイベントの充実を図ることいたしました。	情報発信機能の活用の観点から、平成 29 年度においては、やおコミュニティ放送と双方でのWEB情報発信、イベント等での共同出展等を実施いたしました。今後もさらに連携を深めるよう努めてまいります。 (措置済み) また、市内の事業者が保有する観光資源や自然等の観光資源を活用したイベントとして、「八尾探プログラム」を作成し、市制 70 周年企画「スペシャル八尾探」において、八尾探推進会議参加者の意見をもとに、ボランティアメンバーの意見を集約することにより、市民ニーズを拾い上げたイベントの充実を図ることいたしました。 上記を踏まえ、新たに開催した「火曜まち歩き」では、参加者へのアンケートを実施し、事業実施へ反映することとしました。 今後も引き続き、幅広く意見を収集し、事業実施へ活かすよう取り組んでまいります。 (措置済み)
2	観光協会	業務マニュアルの作成について	今後職員を増員した場合や、新たな職員へ業務を移行した際に適切な業務の実施を継続する必要があることから、業務マニュアルの作成を検討すべきである。 特に、会員対応など重要な業務から優先順位をつけて、実際に実施している業務をマニュアルとして、体系的にとりまとめていくことを検討されたい。	業務マニュアルのうち、来所者対応(QA)マニュアルについては作成が完了し、運用を開始しております。今後は、週に1回の全体ミーティングで業務内容のすり合わせを実施するとともに、がんばれ八尾応援寄附金フローマニュアル及び庶務関係マニュアルを作成してまいります。	業務マニュアル(来所者対応(QA)マニュアル、がんばれ八尾応援寄附金フローマニュアル、庶務関係マニュアル)を作成し、運用を開始しております。 また、毎日の朝礼により、各個人の業務内容の把握を実施しており、業務内容の共有を実施しております。 (措置済み)

【平成29年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 個人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市民税課	申告書発送停止者への対応について	市では、何らかの理由で納税者本人から「申告書の発送を止めてほしい」旨の申し出があれば、問題がないかを市として確認したうえで、発送を止めている。しかし、一度発送を止めてしまった後は、納税者	申告書の発送停止者の直近の申告状況等を精査し、申告書の発行停止処理が適正かどうかの精査を行います。また、毎年の当初申告や催告申告の申告書の発送時期にあわせて、上記	当初及び催告申告書の発送時期にあわせて、発送停止者の直近の申告状況等を精査し、発送停止が適正なものであるか確認する運用とし、8月の発送時から上記精査のうえ、必要な方

			<p>本人からの申し出がない限り、申告書を送付することは行っていない。</p> <p>このようなケースは、例えば、年金受給者等で収入が少額である等非課税となる場合に限られ、年間でも数件程度しかないとのことであるが、その状況が長期にわたって続くとは限らない。また、申告書が送られてこないことにより納税者の納税意識が薄らいでいき、申告を要する収入を得たとしても申告書が提出されず、課税漏れにつながる可能性も否定できない。そのため、申告書の発送停止後の状況を定期的にモニタリングしておく必要性はあると考えられる。</p> <p>課税の公平性という観点から、申告書の発送停止時の取扱いやその後のモニタリング方法などについて具体的な対策を講じることを検討されたい。</p>	<p>精査を行い、必要な方に申告書を発送できる様に事務運用を構築してまいります。</p>	<p>に申告書を発送することとしました。 (措置済み)</p>
2	市民税課	個人市民税の未申告者への申告指導方法とその後のフォローアップについて	<p>訪問調査管理表の「交付方法」欄には未申告者に対する申告書の交付方法が記載されているほか、「備考」欄には訪問状況等が記載されているが、担当者によって記載内容・水準に乖離がある。担当者によるバラつきなく、必要な情報が漏れなく把握できるよう、訪問調査管理表の記載様式、記載内容を見直すことが望まれる。</p> <p>また、訪問調査管理表を閲覧すると「不在」と記載されていたものが多く、訪問時間や未申告者への事前連絡等、訪問方法を工夫すべき余地があると考えられる。</p> <p>さらに、「交付方法」が「投函」となっている未申告者については、投函後のフォローアップ(一定期間内に申告書が提出されなかった場合の再訪問等)の実施方法等について工夫すべき余地があると考えられる。</p> <p>未申告者への申告指導の効果を最大限に発揮するためにも、訪問調査にあたっては未申告者に事前連絡を取って在宅している時間や曜日に訪問することや、その後のフォローアップをどのようにしていくか等について具体的な対策を講じることを検討されたい。</p>	<p>訪問調査については、実施後に課題の洗い出しを行い、翌年度の調査実施時に改善するように努めています。調査時の詳細な記録等については、訪問調査管理表の記載基準を作成し、担当者によって乖離が出ないように変更していきます。</p> <p>また、申告書の投函後のフォローアップにつきましては、上記の記載基準に基づいた記録等により、訪問時間を変えて再訪問する等、きめ細やかな対応を実施してまいります。</p>	<p>訪問調査管理表の記載基準を作成し、担当者によって調査内容・水準に乖離が生じないようにしました。</p> <p>また、申告書投函後のフォローアップにつきましては、上記の調査管理表を活用し、電話による調査の実施や、夜間の訪問を含めた訪問時間の工夫を行い、きめ細やかな対応を実施しました。 (措置済み)</p>

(2) 法人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	市民税課	法人市民税申告書上の従業者数の調査について	法人市民税の均等割額は、従業者数が50人超か50人以下かでその金額が大きく異なってくる(資本金等の額が50億円超の法人では、50人超か50人以下で最大約7.3倍の差がある)。そのため、法人市民税申告書に記載されている従業者数の正確性が重	法人市民税申告書に記載されている従業者数の正確性の検証方法について、他市状況の調査等を進めてまいります。	法人市民税申告書に記載されている従業者数の正確性の検証方法について近隣他市に状況の調査を行いました。本市と同様の対応であり、くわえて、法人市民税申告書に記載されている従業者数が40人以上50人以下かつ、給与

		<p>要となることから、特に法人市民税申告書に記載されている従業者数が50人弱(概ね40人以上50人以下)となっている場合には、詳細な調査が必要と考えられる。しかし、市は法人市民税申告書に記載されている従業者数を所与として、特段の正確性の検証を行っていない。</p> <p>今後、給与支払報告書上の人数が申告書より多く、申告書上の従業者数が40人以上50人以下の法人がある場合には、追加調査を実施することを検討されたい。</p>	<p>支払報告書上の人数が50人超となっている法人に聞き取り調査を行った結果、申告書の内容に疑義はありませんでした。</p> <p>また、給与支払報告書上の人数を参考とする追加調査についての検証を行った結果、法人市民税申告との算定基準が異なることから、現行の審査が妥当であると判断いたしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
--	--	--	---

(8)滞納整理事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針
4	納税課	滞納整理事務における過去事例等の蓄積について	<p>市では、滞納整理事務全般に関して「事務処理要領」を定め、分納等の要件や差押財産の選択に関する考え方を示している。</p> <p>また、過去に発生した事案のうち、代表的な事例を納税課内の共有フォルダに格納し、どのような場合にどういった手順をとることができるか等について、各担当者が参照できるようにしている。</p> <p>こうした取組みを通じて、地方税法等で定められている滞納整理に関する事務について、より詳細な定めや考え方の共有が行われているが、一方で、個別の事案に基づいた具体的な判断基準までは「事務処理要領」には記載されていない。滞納整理を行うにあたっては、特に滞納者との交渉において各担当者の判断に委ねられる場面が多いと考えられる。そういった場面においては、担当する事案が「事務処理要領」に定められた各項目に当てはまるのか、分納や執行停止の判断、金額について妥当性があるのか等、担当者が判断に迷うことで結果として判断にバラつきが生じることも想定される。このような状況では、場合によっては有効かつ効率的な事務の執行及び納税者間の公平性が阻害される恐れがある。</p> <p>滞納整理に係る判断をより有効かつ的確に行い、何より納税者間の公平性を確保するために、滞納整理の実務における過去事例等の蓄積(事例集)を今後も継続、発展させ、一定量の蓄積がなされた時点でそれらを体系立てて整理等することが望ましい。</p>	<p>H30.7.20までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>現在、徴収システム用パソコン上に「滞納整理の実務における事例集」を掲載しており、納税課全職員がいつでも閲覧できるようにしています。また、追加すべき事例等や、ベテラン職員が有する徴収技法、参考手法等についても、随時、追加、更新を行っています。</p> <p>今後も追加、更新等を行い、蓄積された事例が一定量に達した時点で体系立てて整理を行います。</p>	<p>H31.1.20までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>現在、徴収システム用パソコン上に「滞納整理の実務における事例集」を掲載しており、納税課全職員がいつでも閲覧できるようにしています。また、追加すべき事例等や、ベテラン職員が有する徴収技法、参考手法等について、現段階での体系立てた整理を行いました。</p> <p>今後も追加、更新等を随時行ってまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
5	納税課	決算書の確認について	<p>市は、納税交渉の際に決算書の入手に努めているが、決算書を必ず入手するとの規定はなく、決算書を入手しているかどうかは事案によって異なっている。早期に法人の財政状況、換価可能な財産の有無を把握するためには、財産調査の実施や納税交渉</p>	<p>滞納者に対し、決算書の提出を依頼しても提出されない場合については、必要に応じて税務署に決算書の閲覧申請を行うこととしています。</p> <p>また、決算書の見方については、ベテラン職員が経験の少ない職員に指導しつつ、閲覧を行う</p>	<p>滞納者に対し、決算書の提出を依頼しても提出されない場合については、必要に応じて税務署に決算書の閲覧申請を行うこととしています。</p> <p>また、決算書の見方については、必要性等を検討した結果、明文化はいたしません。引き</p>

		<p>の段階において決算書を入手することが望ましいが、滞納者に対して決算書の提出を依頼しても提出されない場合、税務署に決算資料閲覧申請を行うことになるため、必要に応じて、決算書の閲覧申請を行う等の対応が望まれる。</p> <p>また、入手した決算書のどの点(着眼点など)に注目し、法人の担税力の判断に活用するのかといったノウハウについても、明文化することを検討されたい。</p>	<p>ようにしています。</p>	<p>続きベテラン職員が経験の少ない職員に指導しつつ、閲覧を行うようにしてまいります。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
--	--	---	------------------	---

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>	<p>H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p> <p>また、会計年度任用職員制度の導入に向け、準備を進めているところであり、定数外職員の現状把握を行うとともに、適正な配置についても検討してまいります。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討</p>	<p>平成30年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>	<p>平成30年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、「八尾市行財政改革指針」及び平成28年8月に策定した「八尾市行財政改革行動計画」に基づき持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>

		<p>すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改革が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>		
--	--	--	--	--

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	人事課	(1) 期末手当・勤勉手当	ア) 勤勉手当の支給額の算定方法 勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。	人事評価については、平成21年度から管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤勉手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。	人事評価については、平成21年度から管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤勉手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点からも引き続き検討を進めております。

【平成22年度】歳入の執行事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

7. 市営住宅使用料

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	住宅管理課	共益費の算定について	共益費は要綱に基づいて計算しているが、社団法人日本住宅建設産業協会賃貸管理委員会の賃貸住宅における「共益費」のあり方に関する研究報告書には、共益費として考えられる項目が示されている。 この共益費と市の共益費を比較した場合、共益費として収受すべきものを収受していないものが多数ある。市営住宅に居住する住民と市営住宅に居住しない住民の公平性を確保するためにも要綱の改正も視野にいれ検討すべきであると考え。	平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。 その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないこととしたところです。 今年度は見直し時期にあたりますが、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。	平成 20 年度に、「八尾市営住宅共益費徴収要綱」を改正し、全地域統一した金額で共益費を徴収するよう変更を行い、平成 21 年度から現行の共益費を徴収しています。 その要綱の中で5年毎に共益費対象額の実績を算定して金額を見直すことにしているため、平成 25 年度に検討を行った結果、金額改定を行わないこととしたところです。 今年度は見直し時期にあたりますが、市営住宅を取り巻く状況の変化等を勘案しながら、費用項目の見直しの検討を行ってまいります。

【平成23年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	教育政策課	小規模校の適正化について	小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であると考えられる学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校

		<p>を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは（Ⅰ地区、Ⅱ地区）、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。</p> <table border="1" data-bbox="600 347 1043 687"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">Ⅰ地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">Ⅱ地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </tbody> </table> <p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校園の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は21,519百万円に上る。</p>	地区	学校園名	Ⅰ地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	Ⅱ地区	D 中学校	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	<p>校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成28年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成26年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成22年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>	<p>校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成28年4月に開校いたしました。</p> <p>また、桂中学校区については、平成26年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、他の中学校区については、平成22年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。</p>
地区	学校園名															
Ⅰ地区	A 中学校															
	B 小学校															
	C 小学校															
	近隣の市立幼稚園															
Ⅱ地区	D 中学校															
	E 小学校															
	F 小学校															
	近隣の市立保育所															

4. 就学援助制度について

(5)医療券(診療報酬請求書)について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	学務給食課	医療券使用に係るチェックを実施すべきである	<p>診療報酬の支払については、市に提出された医療券が根拠資料となるが、実際に医療券どおりの診療が行われたかどうかについては何らチェックが実施されておらず、就学援助制度における医療券の比重は高まっているため、適切な管理・監督を実施すべきであると考え。</p> <p>なお、医療券のチェック方法としては以下のような方策が想定される。なお、これらの方策は専門性が高く、個人情報保護への配慮も必要であり、非常に困難と想定されるため、医療担当部署への実施依頼</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みの構築に向け検討を行っております。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>	<p>H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>医療機関別の医療券使用状況の分析結果を踏まえ、関係機関(医療保険者等)への協力依頼を行い、サンプルベースで健康保険のレセプトチェックを行える仕組みの構築に向け検討を行っております。</p> <p>また今後、医療券を使用した診療について、適切に行うよう医療機関に一層の周知を行ってまいります。</p>

			<p>も検討すべきである。</p> <p>また、すべての医療券や医療機関について、以下のチェックを実施するのではなく、金額的な重要性やリスクを考慮して、サンプルベースで実施することが、費用対効果も勘案した中で現実的な対応と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関別の医療券使用状況の分析 ・ 健康保険のレセプト等関連する書類との照合 ・ 医療機関の視察、医療事務従事者に対する質問 		
--	--	--	---	--	--

【平成26年度】生活保護事業に関する事務の執行について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	<p>大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。</p> <p>市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。</p>	<p>生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>	<p>生活福祉課職員を増員してきておりますが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>

【平成27年度】市単費事業に関する事務の執行について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	政策推進課	事務事業の見直し時における有効性の観点からの評価の活用について	<p>事務事業評価の「有効性」の観点における評価基準について、監査対象として抽出した市単費事業については、判断指標としてひとつの活動指標のみで評価しているケースが全 31 事業中、13 事業と多く認められた。有効性を判断するためには、事務事業の中での数々の活動毎にこれらの成果を反映する指標をもって総合的に判断する必要がある。</p> <p>また、市が限られた行政資源を最大限に活用するためには、事業の「選択と集中」、「スクラップ&ビルド」の視点からの事務事業そのものの見直しや効率的・効果的な事業実施手法の見直しが求められる。PDCAサイクルによるマネジメントを強化するためにも代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定し、これらの指標の実績をもって事務事業を評価し、事業の実施を検討することが必要である。</p>	<p>平成 30 年7月に実施いたします「実施計画策定等に関する説明会」においても、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について確認を行ったのち、第9期実施計画へ反映することとしております。</p>	<p>平成 30 年7月に実施いたしました「実施計画策定等に関する説明会」においても、昨年度の説明会時に強調した点を再度明示し、事務事業の有効性をより適切に判断するための指標見直しの考え方として、代表の活動指標のみでなく、活動の種類毎の活動指標やこれらの成果指標(アウトカム指標)を追加設定する等の検討を行ったうえで指標設定するよう考え方を示し、可能なものについては、追加・変更を行い、その内容について確認を行い、新規事業の指標設定においても同様の考え方を示し、第9期実施計画へ反映することとしました。</p>

2	政策推進課	事務事業評価の「効率性」の観点における評価方法について	事務事業評価の評価内容コメントにて直接人件費や間接人件費に関する記載がなく、人件費を含めたフルコストに関して実際に評価されていない。 現在は、フルコストの概念については参考取組みであるため、当該概念を「効率性」の評価の仕組みに取り入れていないとのことであるが、より効果的な効率性評価を実施するためにも、事業実施にはどれだけのコストがかかっているのかを各所属にさらに意識させ、フルコストの概念を包含した評価を行うべきである。	評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。	評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。
3	政策推進課	事務事業の従事職員数の入力について	行政評価システムにおいて、各事務事業における従事職員数の入力については毎年7月に1度のみ実施されている。そのため、直接人件費と間接人件費の実績値は、計画時における従事職員数をもとに計算されている状況にある。実際の事務事業が進んでいく過程において、当初の従事割合と異なる割合で事業が行われるケースもあることから、実態に合った直接人件費及び間接人件費を計算するため、事後評価時に実績ベースでの従事職員数を入力することを検討すべきである。	平成 30 年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出を可能としました。平成 31 年度の事前評価についても、引き続き機能を活用し精緻なフルコスト算出による事前評価に取り組んでまいります。また、平成 30 年度の事後評価より実績ベースでの従事職員数を入力できるよう、引き続き検討してまいります。	平成 30 年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を実施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出を可能としました。平成 31 年度の事前評価についても、引き続き機能を活用し精緻なフルコスト算出による事前評価に取り組んでまいります。また、平成 30 年度の事後評価より実績ベースでの従事職員数を入力できるよう、引き続き検討してまいります。

2. 市単費事業

(9) 特定呼吸器疾病予防回復事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
4	健康推進課	活動指標の再設定の必要性について	支給者延人数を活動指標としており、その数が多いほど活動指標が良くなるという設定になっている。直近3年の評価はDが継続しているが、市にとっても社会にとっても罹患患者が減少することが望ましいといえる。そのため、例えば、支給者延人数の減少数を活動指標として設定し、毎年度、支給者の減少数が多いほど活動指標が良くなるといったように、新たな活動指標を設定すべきである。	当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。	当該事業は現在、事業のあり方そのものについて見直しを進めており、活動指標の設定についても引き続き検討を行っております。
5	健康推進課	事業廃止に向けての検討について	当該事業は、八尾市内在住で本市に住居登録をしている満 15 歳未満で気管支ぜん息等の罹患患者に対して、奨励金支給要件(月に1回以上の入院または3日以上通院)に該当する月に対して奨励金(月額 2,000 円)を支給する事業であるが、一方、市には、医療機関等で診療や薬剤支給等を受けたときに負担する保険診療(3割または2割負担)の自己負担金から一部自己負担金(1つの医療機関につき1日500円を限度として、月2回まで)を控除した額が助成される『子ども医療費助成制度』があり、その対象者は当該事業の対象者と同一である。 そのため、当該特定呼吸器疾病予防回復事業制度を利用できる患者が、1つの医療機関のみの受診となった場合、医療費の上限は月額1,000円となる一	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて引き続き検討を行っております。	当該事業について、事業開始当初の時代背景と現状の比較や、実施内容が実施目的の達成に資する内容となっているか等について、現在、再検証を進めており、事業廃止も視野に入れつつ、見直しについて引き続き検討を行っております。

			<p>方、2,000 円の奨励金が支給されるため、負担額以上に受領できることとなる。</p> <p>こども医療費助成制度により、患者並びに保護者の経済的負担が軽減される状況に鑑みれば、厳しい財政状況の中、より効率的、効果的な事務事業の執行を踏まえ、将来的には事業廃止に向けて検討することが望まれる。</p>		
--	--	--	---	--	--

(18) 公園・緑地整備事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
6	みどり課	総合計画における目標値に基づく活動指標の設定について	<p>活動指標として「公園整備面積」、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」を利用しているが、平成 26 年度において「公園整備面積」については計画値を大幅に達成しているにも関わらず、総合計画における目標値を各年度に按分することで設定している「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」については計画値を達成していないという指標間における評価の不整合が生じている。適切に事務事業の実施状況の評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、「公園整備面積」についても総合計画における目標値を各年度に按分し計画値を設定することを検討すべきである。</p> <p>また、市民1人当たり公園面積、市の面積に占める公園面積の割合については特例市間比較指標であるが、市では他の特例市における平成 26 年度と同指標を入手していない。他の特例市における同指標を入手のうえ、比較・分析することで総合計画における目標値を設定することを検討すべきである。</p>	<p>適切に事務事業の実施状況の評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>	<p>適切に事務事業の実施状況の評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>

(22) 学校園安全対策推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	教育政策課	安全対策推進員の配置業務の評価指標及び業務の実施方法について	<p>学校園安全対策推進事業では、シルバー人材センター等に委託し、各学校園に安全対策推進員の配置を行っているが、現在の活動指標に安全対策推進員の評価に関する指標が設定されていない。</p> <p>平成 26 年度の当該事業の決算額について、事業費に占める委託料の割合は8割を超えており、予算や決算における金額的重要性に応じて安全対策推進員の活動時間等も活動指標として設定することが必要である。</p> <p>また、安全対策推進員の配置は、一律シルバー人材センター等への委託で行われているが、他自治体では、有償ボランティアや専門の警備会社への委託という形で実施されている事例もある。参画と協働のまちづくり推進度という観点からは、PTAや地域ボランティアが活動に参画する度合いを高めていくととも</p>	<p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>	<p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>

			に、有償ボランティアや専門の警備会社への委託におけるメリット・デメリットを整理し、実施方法について、より3E(経済性、効率性、有効性)を考慮した検討を行うべきである。		
--	--	--	---	--	--

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	八尾図書館	公設図書館の運営方法の検討について	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。 市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高いとなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、国や他の自治体の動向に注視しながら、龍華図書館の第1期、第2期の指定管理期間での運営状況や利用者の評価等を踏まえて、検証してまいります。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、国や他の自治体の動向に注視しながら、龍華図書館の第1期、第2期の指定管理期間での運営状況や利用者の評価等を踏まえて、検証してまいります。

(30) 帰国・外国人児童生徒受入等支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
9	人権教育課	活動指標の計画値や実績値の見直しについて	帰国・外国人児童生徒受入等支援事業では、「日本語指導等の派遣時間数」を活動指標の一つとしているが、実績値が計画値を大きく上回っている状況が続いている。 市教育委員会は、日本語指導が必要な児童生徒数が年々増加していることに加えて、計画値を設定した当初は言語介助員を派遣する事業が別事業として実施されており、日本語指導補助員等を派遣した時間のみを基礎として見積もっていたが、言語介助員の活動時間も含めたため、実績よりも低い数値になっていた、と説明している。しかし、実績数値の測定方法は「日本語指導補助員・支援員を派遣した時間」とされており、言語介助員の活動時間を実績値に含めるべきではなく、新たに言語介助員の派遣が事業に追加されたのであれば、別途活動指標を追加するか、実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を追加すべきと考える。 活動指標の達成状況は事務事業評価を行う際の重要な指標の一つになることから、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を明確に定義するとともに、事業内容に変化があった場合には随時、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を見直すべきである。	引き続き、当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、検討を進めているところです。 実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、見直しを進めてまいります。	当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、引き続き検討を進めています。 実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、見直しを進めてまいります。

【平成28年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する結果

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	監査の結果(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化財調査研究会	指定管理事業で購入した備品の会計処理の誤りについて	<p>平成 27 年度の指定管理事業において、文化財調査研究会はスキャナーの購入 26,422 円、FAXの買い替え 16,683 円を施設修繕として計上しているが、これらは新たな物品の購入であるため、備品費に計上すべきである。</p> <p>また、購入された2点の備品は修繕費と判断されたため、市の備品台帳に登録されていないが、指定管理事業で購入した備品は市の財産であり、市は市財務規則第 163 条第1号により1万円を超える備品は備品台帳に登録することとしている。2点ともに備品台帳の登録基準を超えているため、市の備品台帳に計上し、継続して管理すべきである。</p> <p>修繕費と備品費の区別を適切に実施し、市の財産となるものを判別するため、市と文化財調査研究会とで協議を行い、具体的な備品台帳の登録基準やマニュアルを策定することを検討されたい。</p>	<p>修繕費と備品費の取り扱いについては、市と文化財調査研究会とで事前協議を行い、市の財産となるものについては、適切に区分するようにしております。</p> <p>また、今後、施設の管理運営業務に関する協定書において、備品の取扱いについて定めるよう検討してまいります。</p>	<p>修繕費と備品費の取り扱いについては、市と文化財調査研究会とで事前協議を行い、市の財産となるものについては、適切に区分するようにしております。</p> <p>また、今後、施設の管理運営業務に関する協定書において、備品の取扱いについて定めるよう検討してまいります。</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	やおコミュニティ放送	中期計画の策定について	<p>メディアの多様化により、FM放送の地域における役割を捉え直す必要がある。すなわち、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められている(例えば、観光協会等との連携を強化し、市の文化施設や観光資源等のPRに関する情報サービスの実施等)。</p> <p>したがって、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。</p>	<p>放送出力の増力工事等により、難聴地域の改善が図られたことから、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。</p>	<p>放送出力の増力工事等による難聴地域の改善や頻発する自然災害への対応など、コミュニティ FM としての取組を踏まえつつ、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。</p>

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	国際交流センター	中期計画の策定について	<p>自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。</p>	<p>公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)を経</p>	<p>公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成 28 年度第4回理事会(平成 29 年3月開催)を経</p>

			<p>また、各事業への目標参加人数や、新たな事業への取組に対応するための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営すべきである。</p> <p>なお、中期計画の策定にあたっては、市の国際交流及び多文化共生に関する事業との連携を図る必要がある。</p>	<p>て、大枠の事業について明記した中期計画(平成 29 年度～32 年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。</p>	<p>て、大枠の事業について明記した中期計画(平成 29 年度～32 年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。</p>
3	文化国際課	事業モニタリングの実施時期及び方針について	<p>外郭団体の事業実施状況等に関して、改善や方針転換を行うには適時にモニタリングを実施し、必要に応じて外郭団体との協議を行うことが必要であるため、現在年に1回実施している事業モニタリングについて実施時期を増やすとともに、決算終了後速やかに実施すべきである。</p> <p>また、事業モニタリングは翌年度以降の実施事業の内容にもつながる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに、評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに活かすなどの評価結果の活用方針を定める必要がある。</p>	<p>評価結果を次年度の事業計画の立案に活用できるよう、事業モニタリングの実施を決算後速やかに行う等、適時にモニタリングを行う手法について検討してまいります。</p>	<p>事業モニタリングの実施を決算後速やかに実施しましたが、評価結果を次年度の事業計画の立案へ活用することや実施時期を増やすまでには至りませんでした。実施手法については、引き続き検討してまいります。</p>
4	国際交流センター 文化国際課	補助金のあり方について	<p>平成 27 年度の補助金交付にあたっては、事業費については補助対象経費が明確になっていないなど、具体的な積算根拠がなく、人件費の全額及び事業費の一部が交付されている。</p> <p>事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。特に人件費の中でも、管理人件費については外郭団体での自主性を持った運営を確保するためにも、将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。</p>	<p>補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>	<p>補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
5	文化振興事業団	法人全体の中期計画等の策定について	<p>文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとらわれず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。</p> <p>また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター間のさらなる人事交流も検討されたい。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各1名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、検討してまいります。</p>	<p>H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各1名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。</p> <p>(措置済み)</p> <p>法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、検討してまいります。</p>
6	文化国際課	経営状況に関する意見交換の実	<p>外郭団体の経営状況に関して、経営改善や方針転換を行うには適時に経営状況を把握し、必要に</p>	<p>外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとの</p>	<p>外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとの</p>

	施頻度について	じて協議を行うことが必要である。そのため、現在年に1回実施している法人全体の収支状況の把握についても実施頻度を増やし、外郭団体の経営状況をより適時に把握し、必要に応じて協議をすべきである。	バランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。	バランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。
--	---------	--	--	--

(4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
7	社会福祉協議会	社会福祉協議会独自の中期計画の充実について	<p>市と社会福祉協議会の中長期計画として、市地域福祉計画等が策定されているが、市と共同の中長期計画であるため、社会福祉協議会自身の将来像については明確になっていない部分がある。</p> <p>社会福祉協議会独自の中期計画の策定は、法人の将来の姿をめざすための計画であり、目標を掲げ、そこに向かって事業を展開していくためのものであり、羅針盤となるものである。また、法人職員においても動機づけになるものである。</p> <p>中期計画としては、①法人の設立目的や役割からどのような事業をどの程度の規模で実施するか、②計画を実現するにはどのような人員体制を整備するのか、③計画に基づいた法人の収支がどのようになるのか、についての記載が必要である。</p> <p>①実施事業の規模に関しては、社会福祉協議会は公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、その役割を踏まえた事業を展開することが求められる。例えば、小地域ネットワーク活動事業や自主性のある地域貢献事業並びに会員に密着した事業等をどの程度の規模で展開するかを計画を充実させる必要がある。</p> <p>また、②人員体制の整備に関しては、計画事業を実施するための専門性を持った人材を確保することが求められる。専門性のある人材確保については職員採用計画を策定しているが、社会福祉協議会の年齢構成は30歳代以下に集中しており、特に40歳代以上の中堅幹部職員が不足している状態であり、不均衡な年齢構成が当面続く計画となっている。</p> <p>さらに、③法人の収支に関しては、市地域福祉計画等には、事業の実施回数や利用者数などの目標数値の記載はあるが、事業収支や法人全体の収支見込は記載されておらず、将来的にどのような財源を確保し、どのような収支で事業展開を図っていくのか不透明な部分がある。</p> <p>上記の3点を踏まえ、市と事業の収支や財源確保について協議しながら、社会福祉協議会独自の中期計画の充実を検討されたい。</p>	<p>社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、地域福祉活動計画を本会の中長期計画(計画期間10年)として位置づけ、かつ5年毎に見直しを行うことで社会的な変化への対応も行っています。</p> <p>なお、この活動計画は本会が市の地域福祉計画と一体的に策定したものでありますが、今回の包括外部監査での指摘を受け、次回作成時には本会独自の計画として位置づけるとともに、事業の実施規模等の検討を行います。</p> <p>なお、人員体制については職員採用計画に基づいて職員体制の充実を図るべく努めておりますが、今後とも十分市と協議を行い、計画的な採用に努めます。</p> <p>また、法人収支については、本会の財政的安定を図るため、会員会費をはじめとした独自の財源確保に努めます。</p>	<p>社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、地域福祉活動計画を本会の中長期計画(計画期間10年)として位置づけ、かつ5年毎に見直しを行うことで社会的な変化への対応も行っています。</p> <p>なお、この活動計画は本会が市の地域福祉計画と一体的に策定したものでありますが、今回の包括外部監査での指摘を受け、次回作成時には本会独自の計画として位置づけるとともに、事業の実施規模等の検討を行います。</p> <p>なお、人員体制については職員採用計画に基づいて職員体制の充実を図るべく努めておりますが、今後とも十分市と協議を行い、計画的な採用に努めます。</p> <p>また、法人収支については、本会の財政的安定を図るため、会員会費をはじめとした独自の財源確保に努めます。</p>

(5)公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
8	シルバー人材センター 高齢介護課	事務所の整備に必要な資金の確保について	<p>シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成27年度より5年間にわたり年間16,000千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。</p> <p>整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度から平成29年度の3年間で42,000千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度から平成29年度の3年間で42,000千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>
9	高齢介護課	補助金のあり方について	<p>市は、「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」に基づき、シルバー人材センター職員の人件費の約70%相当の補助金をシルバー人材センターへ交付しており、その額は近年逡増している。</p> <p>シルバー人材センターの法的位置づけや役割があるとはいえ、市から独立した法人であり、会費や受取事務費などの自主財源があるので、シルバー人材センター職員の人件費についても可能な範囲で自主財源によって賄うことが求められる。</p> <p>シルバー人材センターの自立した運営を促進するため、シルバー人材センターの財政状態等を勘察し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。</p>	<p>補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。</p>	<p>補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。</p>

(7)一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
10	観光協会	中期計画の策定について	<p>観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。</p> <p>観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。</p> <p>また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。</p>	<p>「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。目標指標や運営体制の強化については、平成30年3月の理事会にて上程する予定でしたが、同時期に人員体制の変更があったため、上程案を改めた上で、平成30年12月の理事会にて上程する予定としております。</p>	<p>「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。目標指標や運営体制の強化については、平成30年12月の理事会にて上程する予定としておりましたが、インバウンドをはじめとする社会情勢の変化に対応した予算・計画を策定する必要があることから、情報収集をさらに強化し、上程案の見直しに取組むこととしております。</p>

(8) 公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
11	共済センター	永年在会慰労引当金計上額の見積について	<p>永年在会慰労引当金の計上にあたっては、現在のように一定の仮定のもと引当金繰入額を見積もるのではなく、期末時点での引当金残高を見積もり、当該見積額と支給による取崩後の引当金残高との差額を繰入れる方法によるべきである。</p> <p>引当金残高の見積方法としては、現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させる等共済センターの実態に見合った合理的な算定方法を検討されたい。</p>	現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させるような算出方法を検討しているところです。	現在の在会状況から見込まれる将来の一定期間における支給予定額に過去の実績から予測される退会率を反映させるような算出方法を検討しているところです。

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
12	八尾シティネット	中期計画の策定について	<p>施設の老朽化が進行しており、今後の更新費用の増加が見込まれ、それに対応した収入の獲得も必要となるが、設立当初より料金改定は実施しておらず、また、職員の高齢化も進行していることから、今後自転車駐車場管理・運営業務を継続させていくためにも、中期計画の策定を検討すべきである。</p> <p>計画の策定に当たっては、団体が課題として認識している人材育成、施設の老朽化、料金改定、自転車駐車場のICT化への対応方針について検討されたい。また、今後の市における交通計画も踏まえた効果的かつ効率的な中期計画を策定できるよう、所管課と協力することが望まれる。</p>	<p>施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として平成 29 年度自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い近鉄八尾駅東自転車駐車場の改修工事に着手、完了いたしました。</p> <p>今後も交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。</p>	<p>施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として平成 29 年度自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い近鉄八尾駅東自転車駐車場、JR 志紀駅南自転車駐車場の改修工事等に着手、完了いたしました。</p> <p>今後も交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。</p>

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
13	文化財課	外郭団体のあり方の再検討について	<p>外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。</p> <p>しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視野に立った判断を行うべきである。</p> <p>したがって、市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。</p>	市の歴史や文化財を市のまちづくりに活用していくための基本的な方針の策定を行う中で、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけの検討を行い、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。	市の歴史や文化財を市のまちづくりに活用していくための基本的な方針の策定を行う中で、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけの検討を行い、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。
14	文化財調査研究会	文化財調査研究会における中期計画の策定について	平成 27 年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が 40 歳代前半であり、主に 40 歳代、50 歳代の職員で構成されている。「常勤職員	文化財調査研究会が独自に中期計画を策定することは難しいため、市と協議しながら、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研	文化財調査研究会が独自に中期計画を策定することは難しいため、市と協議しながら、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研

		いて	の新規採用が 20 年間ない」とのことであり、事業継続における大きな課題となっている。 文化財調査研究会は独自に中期計画を策定することは難しいとしているが、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。	究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。	究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。
--	--	----	---	--	--

【平成29年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 個人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	市民税課	減免要件の対象範囲について	八尾市市税条例施行規則第6条第1項第5号に規定されている内容について、担当者からは「公的援助を受ける者に対する減免について、要綱や内規等で運用している自治体はあるかもしれないが、具体的な事由を条例や規則で明示している自治体は少ない。」との回答を得ている。 そこで、大阪府下の自治体の税条例及び税条例施行規則を閲覧し、同種の内容の実際の制定状況を調べたところ、明示されているのは中河内地域の柏原市及び東大阪市のみであった。 自治体によって規模や財政、政治状況等に差異はあるが、現状の市の減免事由や減免割合について近隣あるいは同規模自治体と比較することは、そのあり方を検討する参考になると考えられる。この点、担当者からは「今後、改めて減免に関する調査を実施する予定である。」との回答を得ている。 上記の調査結果を基に、比較分析を行い、市の減免事由や割合を将来的に見直すための参考とすることを検討されたい。	今年度、他市町村の減免状況に関する調査を実施するよう準備を進めてまいります。また、税制改正による平成 33 年度課税分の個人所得課税見直しに伴う影響も踏まえて、上記調査結果を比較分析し、減免基準の見直しの参考としてまいります。	他市町村の減免状況に関する調査を実施し、税制改正による平成 33 年度課税分の個人所得課税見直しに伴う影響も踏まえて、調査結果の比較分析を進めております。

(2) 法人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	市民税課	税収確保の検討について	市の平成 22 年度包括外部監査を受けて、法人市民税の超過課税について検討を行った結果、見送られた経緯がある。 現状、法人税は税制改正に伴い、法人税率が引き下げられる傾向にあり、このままではますます安定的な税収確保が困難となっていくことが予想される。そのため、一定程度の法人事業者への配慮は必要であり、例えば、市として超過課税の導入に理解を得ら	平成 30 年 3 月に法人市民税均等割の超過課税に関する検討会を設置し、超過税率の適用可否について、引き続き慎重に検討を行ってまいります。	「法人市民税均等割の制限税率適用に関する検討会」において、施策も含めて超過税率の適用可否について検討を行いました。引き続き慎重に検討してまいります。

			れるような施策を打ち出すといったことは今後の検討に値するのではないかと考えられる。こうした点も思料したうえで、将来的な超過税率の適用可否について引き続き慎重に検討することが望まれる。		
--	--	--	---	--	--

(3) 固定資産税・都市計画法

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針	H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針
3	資産税課	地図情報システムに係る委託業者選定について	<p>課税客体を捕捉するための手段の一つとして、地図情報システムによる航空写真を活用した調査を行っているが、当該地図情報システムの毎年度のデータ更新、3年に1度の航空写真の撮影等は業者に委託している。</p> <p>こうした調査は平成12年度から実施されているが、実施開始年度以降継続して同一の業者と随意契約により業務委託している状況にある。</p> <p>上記のような業務の委託は、固定資産税に係る課税客体の捕捉方法として、現在では一般的な手法となっており、過去に比べるとデータ移行は比較的容易な状況となってきた。このように、平成12年度当初の状況とは大きく変わっており、かつ、委託開始から16年が経過していることから、入札もしくはプロポーザル方式による随意契約等により業者間の競争性、公正性を確保するという観点から、随意契約のあり方について見直しを検討すべきである。</p> <p>ただし、見直しに伴い、仮に新たな業者が選定されることとなった場合には、システム入替等に多大な事務コストを要し、課税事務が滞る恐れもあることから、税務事務が滞らないように最大限、配慮することが望まれる。</p>	<p>H30.7.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>平成12年度の導入後、継続して同一業者と随意契約を行っていますが、コスト面については、毎年度同額での契約は行っておらず、予算編成(要求)の際に、業務手法、委託内容等の見直しを行うことで、コスト削減に取り組んでいます。</p> <p>しかし、他社システムとのコスト比較や機能比較、また、データの互換性等に関する研究については十分といえない状況であり、今年度当初から、これらの情報収集、研究に取り組んでいます。</p> <p>今後につきましては、今年度の検討結果を踏まえ、課税業務への影響や再導入コスト等も考慮のうえ、効率、効果を慎重に見極め、公正性の確保の観点から、再調達について検討してまいります。</p>	<p>H31.1.20 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>課税業務への影響や再導入コスト等を踏まえ、検討を行った結果、来年度に再調達する方針を決定いたしました。</p> <p>現在は必要な事務手続きを進めると同時に、仕様書作成に向けて、他社システムとの機能比較、データの互換性等に関する研究を行っております。</p>
4	資産税課	課税誤りのデータ化、一覧化について	<p>現状、家屋担当、土地担当、償却資産担当のそれぞれで生じた課税誤りについては、課内での打合せにおいて、事例として各担当者間で共有し、注意を促すことで再発防止を図っている。しかしながら、そうした課税誤りの事例は、課内においていつでも閲覧できるような形でデータ化、一覧化して蓄積されているわけではない。</p> <p>過去の課税誤りの事例はデータとして蓄積・分析し、誤りやすい要因についての気づきを得られるようにしておけば、担当者の異動があっても実務上の留意点が継承され、課税誤りの防止に役立つこととなる。</p> <p>したがって、課税誤りの状況について、年度別に発生件数や状況、要因や対策を一覧化、データ化することを検討されたい。</p>	<p>これまで、当該年度中に評価額又は税額に更正があったものについては、課税誤りか否かは問わず、更正決議書番号簿(エクセル)で一覧を作成し、年度単位で管理しておりました。</p> <p>現在、既存の更正決議書番号簿の様式の見直しを行っており、新たに「課税誤り」欄を設け、評価額又は税額に更正があったものが、課税誤りによるものかを容易に判別できるようにするとともに、課税誤りの場合には、内容により大別したコードを付し、分類、抽出、件数の把握ができるように様式を変更します。</p> <p>また、合わせて「要因」欄、「対策」欄を設け、どの職員が見ても、課税誤りの要因分析ができるように様式を変更するとともに、課内研修(新、転任者研修等)の際に活用することで、課税誤り</p>	<p>既存の更正決議書番号簿の様式に、新たに「課税誤り」欄を設け、評価額又は税額に更正があったものが、課税誤りによるものかを容易に判別できるようにするとともに、課税誤りの場合には、内容により大別したコードを付し、分類、抽出、件数の把握ができるように変更するための見直しは概ね終了しております。</p> <p>今後、全職員への周知を行い、来年度当初からは新様式を使用し、課税誤りの防止に努めてまいります。</p>

				の防止に努めます。	
5	資産税課	公衆浴場に係る固定資産税の減免について	<p>市は平成10年に減免規定を改定したが、以降、現在まで見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続としつつ、一定期間経過ごとに減免の要否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。</p> <p>こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はあると考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、今後の社会情勢の変化等を注視しつつ、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>